

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第230号）が平成28年5月24日に告示され、同月25日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

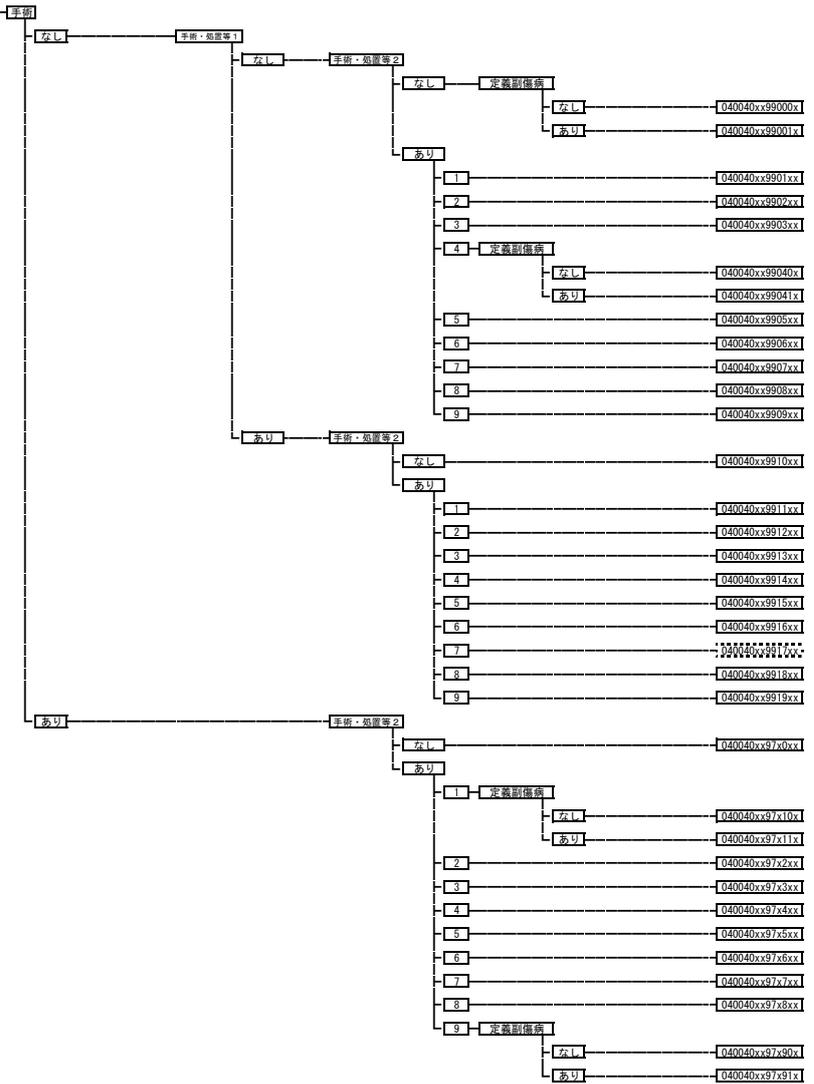
留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「040100 喘息」及び「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の7に「セリチニブ」を、「040100 喘息」のうち手術・処置等2の2に「メポリズマブ」を、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち手術・処置等2の5に「イブルチニブ」追加する。

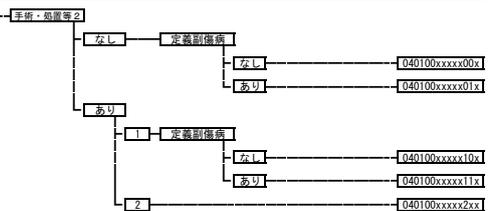
040040 肺の悪性腫瘍

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸、中心静脈注射
 2: 化学療法なしかつ放射線療法あり
 3: 化学療法ありかつ放射線療法あり
 4: 化学療法ありかつ放射線療法なし
 5: カルボプラチン・パクリタキセルあり
 6: ゲフィチニブなど
 7: クリチニブなど
 8: ベメトレキセドナトリウム水和物
 9: ベハシズマブ



040100 喘息

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸
 2: オマリズマブ、メボリズマブ



130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸など
 2: 化学療法
 3: イマチニブメシル酸
 4: ニロチニブ塩酸塩水和物など
 5: オファツムマブなど

